

棚倉町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 福島県東白川郡棚倉町

事 業 名 : 農業集落排水事業(逆川地区)

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|---|----------------------------|------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成9年度(20年) | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 地方公営企業法非適用 |
| 処理区域内人口密度 | 4.8人/ha (処理人口1,179人、処理区域面積 247.0ha) | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無し(農業集落排水) |
| 処 理 区 数 | 1処理区(他に、公共下水道事業:1処理区) | | |
| 処 理 場 数 | 1処理場(他に、公共下水道事業:1処理場) | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 広域化・共同化:計画なし(H22.6ふくしまの美しい水環境整備構想にて確認)。 最適化:H22.6ふくしまの美しい水環境整備構想にて最適化を図りました。 | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | | | |
|---|---|-------|---|---|--------|-------|---|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本使用料(汚水10m ³ /月まで):1,360.80円 10m ³ を超える超過使用料(1m ³ につき):146.88円 | | | | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 同 上 | | | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 水道水と水道水以外の水を併用した場合は、合算した水量を使用水量とする。 | | | | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成27年度 | 2,830 | 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成27年度 | 3,214 | 円 |
| | 平成26年度 | 2,830 | 円 | | 平成26年度 | 3,080 | 円 |
| | 平成25年度 | 2,830 | 円 | | 平成25年度 | 3,000 | 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|--|
| 職 員 数 | 上下水道課下水道係は平成28年度現在2人で、公共下水道事業と農業集落排水事業の業務に当たっています。損益勘定所属職員として、公共下水道事業区分に1名と農業集落排水事業区分に1名を充てています。 |
| 事業運営組織 | 上下水道課は本町における上水道事業及び下水道事業を運営しています。農業集落排水事業につきましては、下水道係が担当しております。 |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|--|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 農業集落排水処理施設の管理、逆川真空ポンプステーション・マンホールポンプ場の管理を委託しています。 |
| | イ 指定管理者制度 | 農業集落排水処理施設や逆川真空ポンプステーション・マンホールポンプの管理については民間委託により管理を行っており、指定管理者制度は導入していません。 |
| | ウ PPP・PFI | 施設は町で所有し、運営は仕様発注による民間委託にて実施しており、PPP・PFI手法は導入していません。 |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 農業集落排水処理施設から発生する下水汚泥については、最終処分するための処分費が発生しており、収入にはなっていません。 |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 未利用土地・施設の活用に必要な投資に見合う、収益が確保できるか不明なことから未検討です。 |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付しています。

| |
|--|
| H27年度の経費回収率は35.5%となっている。今後経費回収率の向上を図るため、費用削減による汚水処理費の低減、水洗化の普及促進等が必要である。 |
|--|

2. 経営の基本方針

本町における農業集落排水事業は、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的として、平成6年度に事業着手し、平成9年度に供用開始した。
現在の整備済面積は247.0haで、平成12年度に全体計画区域の整備を完了した。農業集落排水事業は快適な生活のために必要不可欠なものであり、今後も安定したサービスを提供し続ける必要があることから、以下の点を基本方針として取り組んでいきます。

- ①農業集落排水事業の健全経営
- ・定期的な使用料の見直しを行い、使用料の適正化を図ります。
 - ・滞納整理、未接続対策を計画的に実施します。
 - ・将来的に企業会計に移行し、経営状況の見える化を行います。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

計画期間中の管渠の建設予定はありません。処理場施設については、今後機能強化診断を実施し、計画的な改築更新工事を実施する予定です。

② 収支計画のうち財源についての説明

本町の主な収入は、収益的収入は使用料金、一般会計繰入金であり、資本的収入は地方債、一般会計繰入金となっています。使用料については、平成27年度決算において約10,400千円となっており、近年微増傾向にあります。しかし、本町の人口動向は年々減少傾向にあり、今後、水洗化人口が減少し使用料の増加は困難と考えられます。従って、使用料金の見直しについて、検討が必要となります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、これ以上の職員削減は困難な状況から現在の職員数は変えずに、ほぼ現状ベースを想定しました。動力費・薬品費・修繕費・委託費は、実績ベースを基準として、将来の水量動向を考慮して推計しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 本町における下水道は、公共下水道の1処理場と農業集落排水事業の1処理場により下水処理を行っています。 処理場施設は今後老朽化による修繕など、維持管理費の増大が想定されることから、引き続き、処理場管理につきまして共同化等によるコスト縮減を検討し、より効率的な維持管理を進めます。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 処理場施設更新については、今後機能強化診断を実施し、計画的な改築更新事業を実施します。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 現在のところ活用する体制にはありませんが、将来的に活用できるよう模索していきます。 |
| その他の取組 | 近隣市町村と事務的に共同化できる部分がないか、情報の収集に努めます。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項 | 現在は見直しの予定はありませんが、将来的には必要性、実施時期や改定内容について検討が必要です。なお、改訂する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えます。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 既に事業が完了していますが、全国的な事例等を参考に検討していきます。 |
| その他の取組 | 未利用土地・施設等の利活用や未利用エネルギーの利用等の施策を積極的に検討し、財源の拡大を図ります。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|--|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 地域にこだわらず、広域的な見方で事務・委託の縮減化に努めます。 |
| 職員給与費に関する事項 | 職員の給与水準は地方公務員の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他地方公共団体の均衡を考慮し、条例で定め、給与の適正化に努めています。 |
| 動力費に関する事項 | 機器の運転方法を工夫し電気料金の削減に努めていますが、施設の更新時には、動力費が削減できる機器整備を検討する必要があると考えます。 |
| 薬品費に関する事項 | 処理能力を低減させないようコストの縮減化に努めます。 |
| 修繕費に関する事項 | 計画的な予防修繕を行い、突発的に発生する事故や故障を未然に防ぎ、施設の延命化を図ることにより維持管理費の総額を低減するよう努めます。 |
| 委託費に関する事項 | 統合できる委託業務について検討し、経費の削減、効率化に努めます。 |
| その他の取組 | 水洗化促進、収納率向上など、財源確保につながる経費について費用対効果を考慮しつつ取り組んでまいります。 |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | 策定後は実績と比較し進捗管理を行い、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。 |
|---------------------|---|

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

| 区分 | 年度 | 前々年度 (決算) | 前年度 (決算) (見込) | 本年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | H36年度 | H37年度 |
|------------------------------|----------------------------------|--------------|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収支再差引 | (E)+(I) | 96 | 94 | 1,240 | △ 2,473 | 8 | 4 | 0 | 6 | 4 | 0 | 0 | 5 |
| 積立金 | (K) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度からの繰越金 | (L) | 957 | 1,250 | 1,344 | 2,584 | 111 | 119 | 123 | 123 | 129 | 133 | 133 | 135 |
| 前年度繰上充用金 | (M) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収益的支出に充てた地方債 | (N) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収益的支出に充てた他会計借入金 | (O) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 形式収支 | (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) | 1,053 | 1,344 | 2,584 | 111 | 119 | 123 | 123 | 129 | 133 | 133 | 135 | 140 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | (Q) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実質収支 | (R) | 1,053 | 1,344 | 2,584 | 111 | 119 | 123 | 123 | 129 | 133 | 133 | 135 | 140 |
| (P)-(Q)赤字 | (S) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 赤字比率 | $\frac{(S)}{(B)-(G)} \times 100$ | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 収益的収支比率 | $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ | 53.6% | 53.1% | 52.9% | 45.5% | 47.9% | 46.8% | 45.6% | 44.4% | 43.2% | 42.1% | 41.2% | 40.7% |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 | (T) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営業収益 - 受託工事収益 | (B)-(C) | 10,382 | 11,906 | 12,265 | 9,875 | 9,969 | 10,064 | 10,356 | 10,439 | 10,576 | 10,659 | 10,741 | 10,810 |
| 地方財政法による資金不足の比率 | $\frac{(T)}{(U)} \times 100$ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 | (V) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 | (W) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 | (X) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健全化法第22条により算定した資金不足比率 | $\frac{(V)}{(X)} \times 100$ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他会計借入金 | (Y) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方債 | (Z) | 474,739 | 452,416 | 429,556 | 406,596 | 383,055 | 358,787 | 333,841 | 308,165 | 281,722 | 254,436 | 226,341 | 197,325 |
| ○他会計繰入金 | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 年度 | 前々年度 (決算) | 前年度 (決算) (見込) | 本年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | H36年度 | H37年度 |
|----------|----|--------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収益的収支分 | | 27,964 | 27,952 | 25,893 | 22,000 | 24,020 | 23,540 | 22,850 | 22,960 | 21,790 | 21,260 | 20,720 | 20,180 |
| うち基準内繰入金 | | 10,426 | 9,756 | 9,214 | 16,280 | 15,848 | 18,849 | 15,216 | 17,956 | 15,924 | 15,600 | 14,764 | 14,500 |
| うち基準外繰入金 | | 17,538 | 18,196 | 16,679 | 5,720 | 8,172 | 4,691 | 7,634 | 4,404 | 5,866 | 5,660 | 5,956 | 5,680 |
| 資本的収支分 | | 20,006 | 20,006 | 20,622 | 21,960 | 22,541 | 23,268 | 23,946 | 24,676 | 25,443 | 26,286 | 27,095 | 28,016 |
| うち基準内繰入金 | | 20,006 | 20,006 | 20,622 | 21,960 | 22,541 | 23,268 | 23,946 | 24,676 | 25,443 | 26,286 | 27,095 | 28,016 |
| うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 47,970 | 47,958 | 46,515 | 43,960 | 46,561 | 46,808 | 46,796 | 47,036 | 47,233 | 47,546 | 47,815 | 48,196 |

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たつての留意事項」について(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財基第73号・総財基第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。